

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年12月24日(水)午後3時から午後4時40分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(25名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
4番 熱田幸子 委員	5番 鈴木一郎 委員
6番 江波戸博 委員	7番 大木岩五郎 委員
8番 岩井淳 委員	9番 渡邊弘仁 委員
10番 實川元久 委員	11番 塚本虎之助 委員
12番 椎名正和 委員	13番 伊藤定夫 委員
14番 川口京子 委員	15番 太田忠治 委員
16番 大木清 委員	17番 及川誠 委員
18番 大木一夫 委員	19番 伊藤秀雄 委員
21番 林豊 委員	22番 増田正義 委員
23番 大木傳一郎 委員	24番 石毛利雄 委員
25番 菅谷守夫 委員	26番 伊藤幸夫 委員
27番 熊切清 委員	

4 欠席委員(2名)

3番 伊能正啓 委員 20番 加瀬浩市 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 14件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
3件

議案第3号 農地買受適格証明願について 4件

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)

議案第5号 平成26年度第5次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 2件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか3名

(産業振興課)

職員3名

7 会議の概要

事務局 　ただ今から平成26年度12月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 　委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 　本日、出席委員は27名中25名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議 長 　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、7番大木岩五郎委員、8番岩井淳委員を指名
いたします。
以上で日程第1を終わります。

議 長 　続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議案第1号、番号1番、2番、4番、5番、13番及び14番は利用権
に関する件、3番及び6番から12番までは所有権移転に関する件であり
ます。

【議案第1号、番号1番から14番までを議案書を基に朗読】

番号1番から14番までについて、別添の調査書にあるとおり、農地法
第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

13番 　番号1番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

番号2番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

番号3番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

番号4番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

5番 　番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

17番 　番号6番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

番号7番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

24番 　番号8番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

10番 　番号9番と10番について、互いの農地を交換し作業の効率化を図るも
ので双方とも意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

番号11番と12番について、互いの農地を交換し作業の効率化を図る
もので双方とも意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

26番 　番号13番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思わ
れます。

19番 　番号14番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思わ
れます。

議長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議長 　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打

ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番から3番までを議案書を基に朗読】

番号1番は、宅地拡張用地として畑29㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、太陽光発電事業用地として現況計畑1,027㎡を義父から借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、資材置場用地として現況雑種地1,025㎡を父から借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 番号1番について、申請地を宅地の一部に利用する計画です。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

2番 番号2番について、申請地を太陽光発電事業に利用する計画です。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

7番 番号3番について、申請者は解体業を営んでいます。申請地を資材置場

に利用する計画です。申請地の一部に資材が置かれていたことがあり、始末書が提出されています。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。
申請人が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨付帯決議するものです。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

番号1番から4番までについて、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

13番 番号1番について、申請者は意欲的に営農をしています。隣接地を耕作しているため規模拡大を図るものです。労働力や通作距離等からみても問題ないと思われます。

番号2番から4番までについて、申請者は植木の生産を意欲的に営んでおり、規模拡大を図るものです。労働力や通作距離等からみても問題ないと思われます。

議長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地買受適格証明願について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第4号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題といたします。本件につきましては、去る19日農地委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地委員長から報告をお願いします。

【農地委員長の報告】

議長 農地委員長の報告が終わりました。詳細については事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

御異議ないものと認め、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、議案第5号「平成26年度第5次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る19日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について農地銀行運営委員会会長から報告をお願いします。

【農地銀行運営委員会会長の報告】

議 長

農地銀行運営委員会会長の報告が終わりました。詳細については、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第5号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「平成26年度第5次農用地利用集積計画(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第5号「平成26年度第5次農用地利用集積計画(案)について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局

利用権の中途解約に係る通知について2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長

ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長

特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	14件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	3件
議案第3号 農地買受適格証明願について	4件
議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について	(別冊)
議案第5号 平成26年度第5次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
報告事項 利用権の中途解約に係る通知について	2件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これもちまして、平成26年12月24日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。